251225

【 第2次千葉市食育推進計画(仮称)骨子案について 】

資料３

計 画 策 定 に あ た っ て

１　計画策定の目的

市民一人ひとりが食の大切さを考え、健康で心豊かな生活が送れるよう、現行計画である「千葉市食育推進計画」の次期計画として「第２次千葉市食育推進計画」策定し、食育施策を総合的・計画的に推進する。

２　計画の位置づけ

食育基本法第１８条第１項の規定による市町村食育推進計画

３　計画期間

平成２６年度から平成３０年度までの５年間

国 の 動 向

H17.7　「食育基本法」施行

H18.3　「食育推進基本計画」策定

計画期間：H18～H22 年度

H23.3　「第２次食育推進基本計画」策定

計画期間：H23～H27 年度

【コンセプト】

「周知」から「実践」へ

【重点課題】

① 生涯にわたるライフステージに応じた間断ない食育の推進

② 生活習慣病の予防及び改善につながる食育の推進

③ 家庭における共食を通じた子どもへの食育の推進

県 の 動 向

H20.11　「千葉県食育推進計画」策定

計画期間：H20～H24 年度

H25.1　「第２次千葉県食育推進計画」策定

計画期間：H24～H28 年度

【キャッチフレーズ】

「ちばの恵みで まんてん笑顔」

【3 つの柱（施策目標）】

①県民が生涯にわたり食を通じた健康づくりに取り組める食環境の整備

② 生涯にわたり、心も体も健康な生活を送れる児童生徒の育成

③ちばの豊かな農林水産業の振興を通じた食育の推進

市 民 の 食 を 取 り 巻 く 現 状 と 課 題

◆ *超高齢化の進展*

高齢者（65 歳以上）の人口は増加を続け、平成 27 年には４人に１人、平成 47 年には３人に１人が高齢者になると推定されている。

◆ *市民の食育への関心*

食育に関心がある市民の割合は 77.2%となっており、国（70.5%）、県（72.4%）に比べてやや高い。

◆ *朝食の欠食状況*

女性より男性の方が高い。20・30・40 代男性の欠食率が高い。子どもの欠食は改善傾向が見られる。

◆ *一緒に食べる「共食」*

幼児（保育所・幼稚園）、小学６年生では策定時よりも減少。

◆ *適正体重の維持（肥満・やせ）*

男性では約４人に１人が肥満であり、２０歳代女性では、約４人に１人がやせている。

◆ *メタボリックシンドロームの予防・改善*

メタボ予防・改善のための適切な食事・運動を実践できている人の割合は 39.4%

◆ *栄養バランス等に配慮した食生活*

主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が１日２回以上の日がほぼ毎日の人の割合は、54.6%

◆ *野菜類の摂取状況*

平均値は男性２７４ｇ、女性２６４ｇで、男女とも全国平均より少ない。

◆ *地産地消の推進*

学校給食での市内産・県内産農産物の使用割合（重量ベース）は、小学校 35.4%、中学校 32.7%

基 本 理 念

こどもから大人まで、市民一人ひとりが「食」を大切にし、正しい知識と選ぶ力を身につけ、健全な食生活を実践することで、「こころ」と「からだ」の健康と豊かな人間性を育む。

３ つ の 基 本 目 標

「食」を大切にする心の育成	「食」の理解と実践	「食育」の「輪」の展開
【重点】	*【重点】*	*【重点】*
一緒に食べる『楽しい食事』	食から始まる『健康づくり』	食で育む『地域のつながり』

推 進 キ ャ ッ チ フ レ ー ズ

検討中

数 値 目 標

①食育に関心のある市民の割合の増加	⑧販売店での市内産農産物コーナーの設置数の増加
②家族と一緒に食事（夕食）をしている子どもの割合の増加	⑨地産地消キャンペーン回数の増加
③朝食を欠食する市民の割合の減少	⑩野菜摂取量の増加【新規】
④肥満者の割合の減少	⑪主食・主菜・副菜を組み合わせた食事【新規】
⑤やせている人の割合の減少	⑫メタボ予防・改善の取り組みの実践【新規】
⑥千葉市食生活改善推進員の増加	⑬歯科保健関係指標【新規】
⑦学校給食における市内産・県内産農産物の使用割合の増加（重量ベース）	計　１３項目

５ つ の 施 策 展 開

１．家庭・地域における食育の推進

（１）楽しく食べることの推進・望ましい食習慣と知識の習得
（２）妊産婦と乳幼児等への食育の推進
（３）健康づくりのための食育の推進
（４）歯科保健活動における食育の推進
（５）高齢期における食育の推進
（６）地域における「食」を学ぶ機会の充実
（７）食品関連事業者等と連携した食育の推進

２．保育所（園）、幼稚園、学校等における食育の推進

（１）保育活動や教育活動を通じた食育の推進
（２）指導体制の充実
（３）給食を通した食育の充実
（４）農業体験や食品の調理などの体験活動の推進
（５）保護者への普及啓発・地域との連携

３．地産地消の推進・環境にやさしい食育の推進

（１）市内産農畜産物への理解の促進
（２）地産地消の推進
（３）生産者と消費者との交流と体験活動の促進
（４）地元でとれる農畜産物を活かした料理の普及
（５）環境にやさしい食育の推進

４．食の安全・安心に関する情報の提供

（１）食品の安全性に関する情報の提供

５．食育推進運動の展開と連携・協力体制の確立

（１）食育推進運動の展開
（２）関係機関・団体等との連携・協力体制の確立
（３）食育推進に関わる人材の育成・支援

ラ イ フ ス テ ー ジ に 応 じ た 食 育 の 推 進

妊娠期 授乳期	乳幼児期 0～5 歳	学童期 6～11 歳	思春期 12～18 歳	青年期 19～39 歳	壮年期 40～64 歳	高齢期 65 歳以上